日本福祉大学通信教育課程に関する規則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 組織
- 第3章 学年・修業年限・在学年数
- 第4章 入学
- 第5章 教育課程及び履修方法等
- 第6章 休学・復学・転学・転籍・転科・退学・除籍・再入学
- 第7章 卒業及び学位の授与
- 第8章 科目等履修生・特修生・聴講生
- 第9章 履修証明プログラム
- 第10章 入学選考料・学費
- 第11章 日本福祉大学学則の準用

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は学則第59条第2項に基づき、本学通信教育課程について必要な事項を定めるものとする。

(通信教育課程)

第2条 本学に次の通信教育課程を置く。

福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 (通信教育) (収容定員)

第3条 本学通信教育課程の定員を次のとおりとする。

福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科(通信教育)

入学定員名 800 名 3 年次編入学定員 400 名 収容定員 4,000 名

(社会福祉士国家試験受験資格 620 名、うち併修校 40 名)

(精神保健福祉士国家試験受験資格 40 名)

第2章 組織

(通信教育部長)

第4条 通信教育課程に通信教育部長を置く。

2 通信教育部長は、通信教育課程に関する事項をつかさどり、通信教育課程を統括する。

(教授会)

- **第5条** 教授会が審議し、学長が決定する事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、全学部の審議を要する事項については、これを除く。
 - (1) 学生の進級、留年又は卒業に関する事項
 - (2) 学生の学籍に関する事項
 - (3) 入学試験に関する事項
 - (4) 学部学生の指導に関する事項
 - (5) 教員人事(学部長の選出、昇格審査、専任教員の任免、非常勤講師の委嘱・派 遺等)に関する事項
 - (6) 大学評議員の選出
 - (7) 学部の将来計画に関する事項
 - (8) 学部の諸規程の制定・改廃に関する事項
 - (9) 学部教育計画に関する事項
 - (10) 学部の研究に関する事項
 - (11) 学部の教育・研究の点検・評価に関する事項
 - (12) 大学評議会が審議し、学長が必要と認める事項
 - (13) その他、学部長及び学部教授会が必要と認める事項
- 2 教授会の運営に関する事項は別に定める。

第3章 学年·修業年限·在学年数

(学年)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(修業年数)

第7条 本学通信教育課程の修業年限は4年とする。

(在学年数)

- **第8条** 学生は8年をこえて在学することができない。ただし、特別の事情により、 当該年数を超える在学を許可することがある。
- 2 最長在学期間については次の表のとおりとする。ただし、第32条で定めのある休学期間は算入しない。

学年	最長在学期間	
1年次入学	8年	
2 年次編入学	6年	

3年次編入学	4年
4 年次編入学	4 年

第4章 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始とする。

(入学資格)

- **第10条** 本学通信教育課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における 12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外 教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が 定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科 学大臣が定める日以降に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第11条 入学志願者は、所定の入学願書に第45条に定める入学選考料および指定する書類を添えて所定の期日までに願い出なければならない。

(入学志願者の選考)

- 第12条 前条の入学志願者の選考は、出願書類及び志望理由書によって行う。 (入学許可及び入学手続き)
- 第13条 前条の選考の結果、入学を許可された者は、指定された期日までに、保証人署名 (未成年者のみ)の在学誓書及び所定の書類を提出し、別に定める学費を納めなければならない。
- 2 入学を許可された者が前項に定める手続きを行わないときは、入学許可はその効力 を失う。

(保証人)

(改姓等)

- **第14条** 保証人は、入学生に係わる一切の責任を負うことのできる独立生計者とする。
- 2 保証人が死亡、その他の理由により、その責任を負うことのできないときは、新た に保証人を定めなおして在学誓書を提出しなければならない。
- **第15条** 学生又は保証人が改姓・改名・転籍、転居をしたときは、ただちに証明書類 を添えてその旨を届けなければならない。

(編入学・転入学)

- **第16条** 次の各号の一に該当する者で、本学通信教育課程に編入学又は転入学を願い 出たときは、選考のうえ入学を許可する。
 - (1) 大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - (2) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者
 - (3) 大学を退学した者
 - (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができる者
 - (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)附則第 7 条に定める従前の規 定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業 した者
 - (6) 第1号に相当する外国の大学等を卒業した者
 - (7) 高等学校等の専攻科の課程を修了した者のうち、学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができる者
- 2 前項の定めにより入学を許可された者の、すでに履修した授業科目及び単位数並びに在学すべき年数の認定は教授会が行う。
- 3 編入学並びに転入学に関する必要な事項については別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

- **第17条** 本学通信教育課程における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。
- 2 授業科目の履修に関する必要な事項については別に定める。

(授業方法)

- **第18条** 授業は、印刷教材等による授業、面接授業、メディアを利用して行う授業のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
- 2 印刷教材等による授業、メディアを利用して行う授業の実施に当たっては、添削等 による指導を併せ行う。

(単位計算方法)

- 第19条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 印刷教材等による授業については、45 時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
 - (2) 面接授業又はメディアを利用して行う授業については、15~30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実習については、30~45 時間の授業をもって 1 単位とする。 (教育課程の編成)
- 第20条 教育課程は、別表1に定める授業科目を各年次に配当して編成するものとする。

(履修届)

第21条 学生は履修しようとする授業科目を毎学年所定の期間内に届出なければならない。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第22条 本学通信教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が、本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において修得した授業科目の単位を、60単位を限度として本学通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規程は、学生が外国の大学又は短期大学で修得した授業科目の単位認定に際 しても準用する。
- 3 前1項の実施に関する必要な事項は別に定める。 (本学以外の教育施設等における学修)
- **第23条** 本学通信教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学通信教育課程における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。 (同一学部の通学課程及び他学部授業科目の履修)
- 第24条 本学通信教育課程の学生は同一学部の通学課程及び他学部開講科目を履修した単位について、本学通信教育課程において修得した単位とみなすことができる。
- 2 前項の実施に関して必要な事項は別に定める。 (卒業単位)

- **第25条** 本学通信教育課程を卒業するためには、次に定める所定の単位を修得しなければならない。
 - (1) 共通基礎科目及び専門科目の中から合計 124 単位以上を修得すること。
 - (2) 30 単位以上は面接授業により修得すること。当該30単位は、メディアを利用して行う授業により修得した単位に代えることができる。

(資格)

- 第26条 社会福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、別表1の社会福祉士 国家試験受験資格に関する科目を履修し単位を修得しなければならない。
- 2 精神保健福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、別表1の精神保健福祉 士国家試験受験資格に関する科目を履修し単位を修得しなければならない。
- 3 資格取得に係る履修に関する必要な事項は別に定める。 (単位の認定)
- 第27条 各授業科目の単位履修の認定は試験による。
- 試験に関する必要な事項は別に定める。
 (既修得単位の認定)
- 第28条 本学通信教育課程入学以前に、他の大学又は短期大学において修得した単位 について、教育上有益と認められるときは本学通信教育課程において修得した単位 として認定することができる。
- 2 前項により、認定できる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学通信教育課程で修得した単位以外のものについては、第22条第1項から第2項及び前条第1項により大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 その他既修得単位の認定に関する必要な事項は別に定める。 (成績)
- **第29条** 試験の成績はA·B·C及びDの4段階とし、A·B·Cは合格、Dは不合格とする。
 - 第6章 休学・復学・転学・転籍・転科・退学・除籍・再入学

(二重学籍の禁止)

- 第30条 学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学に正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍する者は、本学通信教育課程に正科生として入学できない。
- 2 本学通信教育課程に正科生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学院、 大学、短期大学の正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍できない。 (休学)

- **第31条** 疾病又はやむを得ない理由により一年間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。
- 2 休学の許可を受けようとする者は、理由書を添えて願い出なければならない。 (休学期間)
- **第32条** 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間 の延長を認めることがある。
- 2 休学期間は通算して4年をこえることができない。
- 3 休学期間は第8条の在学年数に算入しない。 (復学)
- 第33条 休学期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、(未成年者の場合は保証人連署のうえ)復学を願い出なければならない。 (転学)
- **第34条** 他の大学へ転学しようとする学生が願い出た場合には、(未成年者の場合は保証人連署のうえ)事情により許可することがある。

(転籍・転科)

- **第35条** 通学課程から通信教育課程あるいは通信教育課程から通学課程へ転籍を希望する者のあるときについては、選考のうえ許可することがある。
- 2 転籍あるいは転科に関する必要な事項は別に定める。 (退学)
- **第36条** 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、理由書を添えて、 保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。 (除籍)
- 第37条 次の各号の一に該当する者は除籍する。
 - (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第8条及び第16条第2項で定める在学年数をこえた者
 - (3) 第32条に定める休学期間をこえてなお復学できない者
 - (4) 死亡した者

(再入学)

- 第38条 第36条により退学した者又は前条第1号により除籍された者が、1年以内に(未成年の場合は保証人連署のうえ)再入学を願い出た時は、選考のうえ再入学を許可することがある。
 - 第7章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第39条 本学通信教育課程に4年(第16条第1項の定めるところにより入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、本規程に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第40条 本学通信教育課程を卒業した者には、本学学位規則の定めるところにより学位を授与する。

第8章 科目等履修生·特修生·聴講生

(科目等履修生)

- **第41条** 本学通信教育課程における授業科目のうち、1科目又は数科目を選択して受講しようとする者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として許可することがある。
- 2 その他科目等履修生に関する必要な事項は別に定める。
- 3 科目等履修生の検定料等納付金は、別表3のとおりとする。 (特修生)
- 第42条 大学入学資格を持たないが、本学通信教育課程に入学希望する者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ特修生として入学を許可することがある。
- 2 その他特修生に関する必要な事項は別に定める。
- 3 特修生の検定料等納付金は、別表3のとおりとする。 (聴講生)
- **第43条** 本学通信教育課程における授業科目を受講しようとする者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ聴講生として許可することがある。
- 2 その他聴講生に関する必要な事項は別に定める。

第9章 履修証明プログラム

(履修証明プログラム)

- 第44条 本学通信教育課程の教育研究上の資源を生かし、社会人等への学習機会を積極的に提供するため、本学通信教育課程に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。
- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は別に定める。
- 3 履修証明プログラム履修生の検定料等納付金は、別表3のとおりとする。

第10章 入学選考料・学費

(入学選考料)

第45条 入学選考料は別表2のとおりとする。

(学費)

- **第46条** 学費は別表2のとおりとする。
- 2 面接授業等に要する費用は別に徴収する。
- 3 学費の納付に関する必要な事項は別に定める。 (納付した選考料・学費)
- 第47条 納付された入学選考料・学費は一切返還しない。

第11章 日本福祉大学学則の準用

(本規則に定めがない事項)

第48条 賞罰等、本規則に定めのない事項については、日本福祉大学学則を準用する。

附則

- 1 本規程施行に必要な規則は別に定める。
- 2 本規程は平成13年4月1日より施行する。
- 3 本規程は平成13年8月1日より一部改正施行する。
- 4 本規程は平成14年4月1日より一部改正施行する。
- 5 本規程は平成15年4月1日より一部改正施行する。
- 6 本規程は平成16年4月1日より一部改正施行する。
- 7 本規程は平成17年4月1日より一部改正施行する。なお、通信教育部所管諸規程の条文中に使用される通信教育委員会の名称については全て通信教育部教員会議と読み替えるものとする。
- 8 本規程は平成18年4月1日より一部改正施行する。
- 9 本規程は平成19年4月1日より一部改正施行する。
- 10 本規程は平成20年4月1日より一部改正施行する。
- 11 本規程は平成20年10月1日より一部改正施行する。
- 12 本規程は平成 21 年 4 月 1 日より一部改正施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学者については、第 17 条は従前の例による。第 26 条については、適用範囲を別に定める。
- 13 本規程は平成22年4月1日より一部改正施行する。
- 14 本規程は平成23年4月1日より一部改正施行する。

- 15 本規程は平成 24 年 4 月 1 日より一部改正施行する。ただし、 平成 23 年度以前 の入学者については別表 1 の授業科目の定めにかかわらず従前の例による。
- 16 本規程は平成25年4月1日より一部改正施行する。
- 17 本規程は平成 26年4月1日から一部改正施行する。
- 18 本規則は平成27年4月1日から改正施行する。
- 19 本規則は平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、 平成 27 年度以前の入 学者については別表 1 の授業科目の定め、及び別表 3 の学費の定めにかかわらず従前 の例による。
- 20 本規則は平成29年4月1日から一部改正施行する。
- 21 本規則は平成30年4月1日から一部改正施行する。
- 22 本規則は平成31年4月1日から一部改正施行する。
- 23 本規則は令和2年4月1日から一部改正施行する。
- 24 本規則は令和2年10月1日から一部改正施行する。
- 25 本規則は令和3年4月1日から一部改正施行する。ただし、別表1の授業科目の定め及び別表3の学費の定めについては令和3年度1年次生より学年進行で適用する。
- 26 本規則は令和3年10月1日から一部改正施行する。
- 27 本規則は令和4年4月1日から一部改正施行する。
- 28 本規則は令和5年4月1日から一部改正施行する。ただし、令和4年度に在籍している正科生の「基本授業料」については、1年生は令和8年度、2年生は令和7年度、3・4年生は令和6年度より適用する。
 - また、令和4年度に在籍している科目等履修生の「科目等履修生継続料」については、令和6年度より適用する。
- 29 本規則は令和6年4月1日から一部改正施行する.
- 30 本規則は令和7年4月1日から一部改正施行する。

別表 1(第 17 条関係)

(1) 基礎科目

授業科目名	単位数
 経営学(2021 年度 1 年次生より専門科目)	4
経済学(2021 年度 1 年次生より専門科目)	4
社会福祉学(2020 年度 1 年次生まで)	4
民法	4
社会学	2
簿記(2021 年度 1 年次生より専門科目)	2
日本史	4
心理学	2
実践英会話	2
医学概論	2
生物学	2
福祉社会入門	2
インターネット演習 I	2
インターネット演習Ⅱ	2
福祉経営序論	1
スタートアップセッション	1
英語プレゼンテーション	2
社会福祉調査論	2
学びの技法 I (文書の読解と作成)	2
学びの技法Ⅱ (文書作成演習)	1
フォローアップセッション I (効果的な学び)	1
フォローアップセッションⅡ (実践的な学び) 障害者スポーツ研究(2021年度1年次生より専門科目)	1 2
社会福祉原論(2021年度1年次生より)	4
障害者スポーツ序論(2021年度1年次生より専門科目)	1
哲学	2
法と人権	2
居住福祉論	2
子どもソーシャルワーク入門	2
教育心理学概論	2
発達心理学	2

(2) 専門科目

授業科目名	単位数
論文・レポート作成基礎 I	2
論文・レポート作成基礎Ⅱ	2
研究論文指導	4
キャリア開発	2
経営組織と戦略	4
マーケティング	4
財務会計	4
管理会計	2
ベンチャー経営	4
労働法	4
人的資源管理	4
医療福祉ビジネス	2
日本企業の経営・会計	2
コミュニティマネジメント	4
NPO論	4
地域環境計画	4
国際開発	4
環境論	2
国際福祉開発	2
福祉社会開発の支援ワーク	1
国際開発と貧困問題	2
災害復興のための制度と法	2
精神医学からみたアディクション	2
ふくしと減災コミュニティ	2
日本の中の多文化	2
福祉社会システム論	4
社会保障論(2020年度1年次生まで)	4
障害者福祉論(2020年度1年次生まで)	2
児童福祉論(2020 年度 1 年次生まで)	2
医療政策論	4
医療福祉経営論	4
保健医療サービス(2020年度1年次生まで)	2
非営利マーケティング論	4
社会福祉法人会計	4

公的扶助論(2020年度1年次生まで)	2
医療経済学	2
医療・福祉サービス論	2
福祉行財政と福祉計画(2020年度1年次生まで)	2
福祉経営論(2020年度1年次生まで)	2
就労支援サービス(2020年度1年次生まで)	1
権利擁護と成年後見	2
高齢者に対する支援と介護保険制度(2020年度1年次生まで)	4
認知症の医療とケア	2
社会福祉政策国際比較	2
医療福祉システムの理論と実践	2
医療福祉制度と暮らし	2
社会福祉と権利擁護	2
社会福祉法人のマネジメントと会計	2
ソーシャルワークと専門職	2
社会保障の制度と課題	2
ケアマネジメント入門	2
福祉現場の人材養成	2
スクールソーシャルワークと学校現場	2
地域再生	2
脳のエイジングと認知機能	2
地域福祉と災害ソーシャルワーク	2
福祉・介護のマネジメントとリーダーシップ	2
単身世帯と社会政策	2
認知症ケアと多職種連携	2
認知症の人と地域包括ケア	2
子どもの貧困の現状と支援	2
司法と福祉の連携とソーシャルワーク	2
ヒューマンケアのための多職種連携	2
地域共生社会と地域づくり	2
地域共生社会と相談支援の仕組み	2
被災者支援と福祉防災に向けた実践演習	2
多様なニーズに応える特別支援教育	2
多職種連携実践(IPW)と多職種連携教育(IPE)の展開	2
福祉文化論	2
死生学	2

ı	1
高齢者の心理	2
シルバーファイナンス	2
健康格差社会	2
産業組織心理学	2
生涯学習論	2
精神医学(2020年度1年次生まで)	4
精神保健学	4
ファイナンシャルプランニング総論	1
金融資産運用設計	2
不動産運用設計	2
ライフプランニングと資金計画	2
リスク管理と保険	2
タックスプランニング	2
相続・事業承継設計	2
ファイナンシャルプラン作成	1
福祉情報技術	2
スポーツマネジメント	2
リハビリテーション医学	2
発達精神病理学	2
精神障害者支援論	2
精神障碍者と福祉実践 I	2
精神障碍者と福祉実践Ⅱ	2
精神・発達障害者の理解と共働	2
障害者政策と自立支援	2
福祉とテクノロジー活用	2
ユニバーサルデザインと暮らし	2
地域包括ケアシステムと未来型先端テクノロジー	2
福祉マーケットと経営戦略	2
アディクションとソーシャルワーク	2
アディクション領域における経験を有する援助者の支援論	2
アディクションと生きる社会を考える	2
基礎から学ぶ発達障害の理解と支援	2
地域活動実践論	1
医療福祉サービス組織の人材マネジメント	2
エンドオブライフとソーシャルワーク	2
児童虐待と社会的養護 I	2
	-

児童虐待と社会的養護 II	2
子どもの福祉と戦争	2
地域活動実践演習	1
心理学研究法	2
心理検査法	2
知覚心理学	2
認知心理学	2
学校心理学	2
発達臨床心理学	2
福祉心理学	2
臨床心理学	2
司法・犯罪心理学	2
教育相談	2
社会心理学	2
消費者心理学	2
心理学実験	4
ソーシャルワークの基盤と専門職 I (2021年度1年次生より)	2
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ(2021年度1年次生より)	2
ソーシャルワークの理論と方法 I (2021 年度 1 年次生より)	4
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(2021年度1年次生より)	4
地域福祉と包括的支援体制(2021年度1年次生より)	4
福祉サービスの組織と経営(2021年度1年次生より)	2
社会保障(2021年度1年次生より)	4
高齢者福祉(2021年度1年次生より)	2
障害者福祉(2021年度1年次生より)	2
児童・家庭福祉(2021年度1年次生より)	2
公的扶助(2021年度1年次生より)	2
保健医療と福祉(2021年度1年次生より)	2
刑事司法と福祉(2021年度1年次生より)	2
精神医学と精神医療(2021 年度 1 年次生より)	4
精神保健福祉の原理(2021 年度 1 年次生より)	4
ソーシャルワークの理論と方法(精神)(2021 年度 1 年次生よ	4
9)	2
精神障害リハビリテーション論(2021年度1年次生より)	2
精神保健福祉制度論(2021 年度 1 年次生より)	4
キャリア形成科目 (資格試験合格等による個別認定科目)	2

キャリア形成(初級) I	2
キャリア形成(初級)Ⅱ	2
キャリア形成(初級)Ⅲ	2
キャリア形成(中級) I	2
キャリア形成(中級) II	2
キャリア形成(中級)Ⅲ	2
キャリア形成(上級) I	4
キャリア形成(上級) II	4
キャリア形成(上級)Ⅲ	4
地域学習会単位認定科目	
地域フィールドワーク I	1
地域フィールドワーク Ⅱ	1
地域フィールドワークⅢ	1
地域フィールドワークIV	1
地域フィールドワーク V	1
スクーリング単位認定科目	
スクーリング認定科目I	1
スクーリング認定科目Ⅱ	1
スクーリング認定科目Ⅲ	1
スクーリング認定科目IV	1
スクーリング認定科目V	1

(3) 社会福祉士国家試験受験資格に関する科目 設置されている科目(2020年度1年次生まで)

授業科目名	単位数
医学概論	2
心理学	2
社会学	2
社会福祉学	4
社会福祉調査論	2
福祉行財政と福祉計画	2
福祉経営論	2
社会保障論	4
高齢者に対する支援と介護保険制度	4
障害者福祉論	2
児童福祉論	2

公的扶助論	2
保健医療サービス	2
就労支援サービス	1
権利擁護と成年後見	2

設置されている科目 (2021年度1年次生から)

授業科目名	単位数
医学概論	2
心理学	2
社会学	2
社会福祉原論	4
社会福祉調査論	2
ソーシャルワークの基盤と専門職 I	2
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2
ソーシャルワークの理論と方法 I	4
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	4
地域福祉と包括的支援体制	4
福祉サービスの組織と経営	2
社会保障	4
高齢者福祉	2
障害者福祉	2
児童・家庭福祉	2
公的扶助	2
保健医療と福祉	2
権利擁護と成年後見	2
刑事司法と福祉	2

資格科目(2020年度1年次生まで)

授業科目名	単位数
相談援助演習Ⅲ	4
相談援助実習指導Ⅱ	3
相談援助実習	4

[※]資格科目は卒業単位に含めない。

資格科目(2021年度1年次生から)

授業科目名	単位数
ソーシャルワーク演習 I	2
ソーシャルワーク演習Ⅱ	4
ソーシャルワーク演習Ⅲ	4
ソーシャルワーク実習指導 I	3
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3
ソーシャルワーク実習 I	1
ソーシャルワーク実習Ⅱ	4

※資格科目は卒業単位に含めない。

資格科目(2025年度入学生から)

授業科目名	単位数
ソーシャルワーク演習 I	2
ソーシャルワーク演習Ⅱ	4
ソーシャルワーク演習Ⅲ	4
ソーシャルワーク実習指導 I	2
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	4
ソーシャルワーク実習	5

※資格科目は卒業単位に含めない。

(4) 精神保健福祉士国家試験受験資格に関する科目 設置されている科目(2020年度1年次生まで)

授業科目名	単位数
医学概論	2
心理学	2
社会学	2
社会福祉学	4
社会保障論	4
公的扶助論	2
福祉行財政と福祉計画	2
保健医療サービス	2
権利擁護と成年後見	2

障害者福祉論	2
精神医学	4
精神保健学	4

設置されている科目 (2021年度1年次生から)

授業科目名	単位数
医学概論	2
心理学	2
社会学	2
社会福祉原論	4
地域福祉と包括的支援体制	4
社会保障	4
障害者福祉	2
権利擁護と成年後見	2
刑事司法と福祉	2
社会福祉調査論	2
精神医学と精神医療	4
精神保健学	4
ソーシャルワークの基盤と専門職 I	2
精神保健福祉の原理	4
ソーシャルワークの理論と方法 I	4
ソーシャルワークの理論と方法 (精神)	4
精神障害リハビリテーション論	2
精神保健福祉制度論	2

資格科目(2021年度1年次生から)

授業科目名	単位数
ソーシャルワーク演習 I (精神)	2
ソーシャルワーク演習Ⅱ (精神)	6
ソーシャルワーク実習指導 I (精神)	2
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ(精神)	4
ソーシャルワーク実習 (精神)	5

※資格科目は卒業単位に含めない。

別表 2(第 45~46 条関係)

(2020年度1年次生まで)

金額	
10,000 円	
30,000 円	
31,500 円	
5,500 円/1 単位	
5,000円/1科目	
F 000 III /1 10 II	
5,000円/1科目	
40,000 [7]	
40,000 円	
40,000 [1]	
40,000 円	
EE 000 III	
55,000円	
EE 000 III	
55,000 円	

(2021年度1年次生から)

<u>, </u>	
項目	金額
入学選考料	10,000 円
入学金	30,000 円
基本授業料	31, 500 円
単位授業料	5,500 円/1 単位
スクーリング受講料	5,000 円/1 科目
クラス制科目受講料	5 000 E /1 1V E
(社会福祉士) (精神保健福祉士)	5,000円/1科目
実習登録費	√5.000 ⊞
(社会福祉士) [実習1年目分]	65,000 円
実習登録費	/F 000 H
(社会福祉士) [実習2年目分]	65,000 円
実習登録費	55,000 [1]
(精神保健福祉士) [実習前年度分]	55,000 円

実習登録費	FF 000 III
(精神保健福祉士) [実習年度分]	55,000 円

(2023年度から)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
項目	金額	
入学選考料	10,000 円	
社会福祉士実習履修者・入学前選抜料	5,000 円	
入学金	30,000 円	
基本授業料	41,500 円	
単位授業料	6, 200 円/1 単位	
スクーリング受講料	5,000円/1科目	
クラス制科目受講料	10,000円/1利日	
(社会福祉士) (精神保健福祉士)	10,000 円/1 科目	
実習登録費	/F 000 III	
(社会福祉士) [実習1年目分]	65,000 円	
実習登録費	/F 000 III	
(社会福祉士) [実習2年目分]	65,000 円	
実習登録費	EE 000 III	
(精神保健福祉士)[実習前年度分]	55,000円	
実習登録費	FF 000 III	
(精神保健福祉士) [実習年度分]	55,000 円	
	-)- 、)	

1 2022 年度以前入学者の「基本授業料」については、2022 年度時点の 1 年次生は 2026 年度、2 年次生は 2025 年度、3・4 年次生は 2024 年度から適用とする。

(2025年度入学生から)

項目	金額
入学選考料	10,000 円
社会福祉士実習履修者・入学前選抜料	5,000 円
入学金	30,000 円
基本授業料	41,500 円
単位授業料	6, 200 円/1 単位
スクーリング受講料	5,000 円/1 科目
クラス制科目受講料 (社会福祉士) (精神保健福祉士)	10,000 円/1 科目
実習登録費 (社会福祉士)[実習前年度分]	65,000 円

第2編 大学 第1章 学則(日本福祉大学通信教育課程に関する規則)

実習登録費 (社会福祉士)[実習年度分]	65,000 円
実習登録費 (精神保健福祉士)[実習前年度分]	55,000 円
実習登録費 (精神保健福祉士)[実習年度分]	55,000 円

別表 3(第 41・42・44 条関係)

Market a Color of the Color of	
項目	金額
入学選考料	10,000 円
入学金	10,000 円
科目等履修生登録料	1 年目のみ 25,000 円
特修生登録料	
科目等履修生継続料	2 年目以降 25,000 円
特修生継続料	
単位授業料	6, 200 円/1 単位
スクーリング受講料	5,000 円/1 科目
クラス制科目受講料	10,000 円/1 科目